

令和3年の大規模改正に完全対応!

立案の経緯からガイドラインまで網羅した待望の最新版!

第3版

# プロバイダ責任制限法

総務省総合通信基盤局消費者行政第二課 著

A5判/864頁 定価:5,280円(本体:4,800円+税10%)



## 本書の特長

- 全条文の逐条解説に加え、付随する施行規則の解説、最新ガイドラインまで網羅して収録!
- 「プロバイダ責任制限法」を所管する総務省が執筆している唯一の書!
- 「AV出演被害防止・救済法」や「リベンジポルノ法」といった関連法にも対応!

## インターネット権利侵害

削除請求・発信者情報開示請求(後)の法的対応Q&A

も好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次〔抜粋〕

## 第1 立案の経緯・背景

## 第2 プロバイダ責任制限法の逐条解説

### 第1章 総則(第1条・第2条)

### 第2章 損害賠償責任の制限(第3条・第4条)

(参考) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第4条

(参考) 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第16条

### 第3章 発信者情報の開示請求等(第5条―第7条)

### 第4章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続(第8条―第18条)

### 令和3年改正法附則(第1条―第3条)

(補論) プロバイダ責任制限法と非訟事件手続法の規定の適用関係について

(参考) 渉外的法律関係における本法律の適用及び裁判管轄

## 第3 プロバイダ責任制限法施行規則の逐条解説

### 本則(第1条―第7条)

### 附則

## 第4 ガイドライン

- 1 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン
- 2 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手引き
- 3 プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン
- 4 プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン
- 5 プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン
- 6 プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン別冊「発信者情報開示命令事件」に関する対応手引き

## 第5 参考資料

- 1 条文
- 2 国会審議における附帯決議
- 3 インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン
- 4 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項
- 5 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

## 第7条(発信者情報の開示を受けた者の義務)

(発信者情報の開示を受けた者の義務)

第七条 第五條第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

### 趣旨

本条は、発信者情報の開示を受けた者が当該発信者情報を用いるに当たって負うべき義務を明らかにしたものである。

この規定に違反しても、直ちに刑事罰等の対象になるというわけではないが、この規定に従わない情報の用い方をして、発信者に損害が発生した場合には、名誉権侵害等の不法行為を構成することになり、発信者から責任を追及されることとなる。犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号)第3条第3項及び刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)第6条と同趣旨の規定である。

### 解説

#### 1 趣旨

本条は、第5条第1項又は第2項に規定する発信者情報開示請求権の行使により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報について、法律上認められた被害回復の措置(発信者に対する損害賠

償請求権の行使等)をとる目的以外の目的で用いることにより、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという民事上の義務(濫用禁止義務)を定めたものである。

#### 2 用語の説明

①「第五條第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者」

本条の義務が課せられる対象は、第5条第1項又は第2項の規定に基づく発信者情報の開示を受けた者である。

②「当該発信者情報」

ここで発信者情報というのは、現に開示された発信者情報を指すものであるが、ここで不当な用い方を禁止されることとなるのは、開示を受けた情報に限られるものではなく、開示を受けた情報から推測可能な情報や、開示手続の中で知り得た情報等のうち、およそ発信者の特定に資する情報はすべて含む趣旨であり、具体的には、発信者の性別や年齢などが問題となると考えられる。

③「不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない」

発信者情報開示請求は、あくまで、特定電気通信上で加害者不明の不法行為が行われた場合に、被害者に加害者を知るための手段を提供し、被害回復を可能にするための制度であるから、それ以外の目的で開示された情報を用いて発信者の名誉権等の権利利益を侵害した場合には、不当に発信者の名誉若しくは生活の平穩を害したということになると解される。具体的には、発信者の情報をウェブページ等に掲載したり、発信者に対していやがらせや脅迫等の行為に及んだ場合が考えられる。

「害する行為をしてはならない」とは、民事上の義務を定めた趣旨であるが、この規定に違反して発信者に損害が発生したときは、

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索



キリトリ線

書名	価格	部数
第3版 プロバイダ責任制限法 [078683]	定価 5,280円(本体4,800円+税10%)	部
インターネット権利侵害 削除請求・発信者情報開示請求“後”の法的対応Q&A [069138]	定価 2,970円(本体2,700円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配達業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

ご住所

事務所名  公用 私用

フリガナ  TEL

ご氏名  様  E-mail  @

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るが、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印